

社会福祉法人 湖成会

法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖成会(以下、「法人」という。)の健全な事業の運営にあたり、介護保険法及び関係各法令を遵守し、かつ的確な業務管理体制を整備するために、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、通達等法に加え法人が定める就業規則・諸規程、職員行動指針、寄付行為及びその他マニュアル等を遵守するとともに、社会人及び福祉人として求められる倫理・社会規範を全うすることをいう。

(法令遵守責任者の役割、体制)

第3条 法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制の確保のため、法人内の各施設および事業所の職員に対し、コンプライアンス上の周知徹底、法令遵守における問題点の抽出、チェック、評価等を行い、法人における法令遵守の運営上の総責任者としての役割を担う。

2 法令遵守責任者は、法人幹部会議の出席者によって構成されるコンプライアンス推進室を法人本部内に設置する。

3 法令遵守責任者は、各エリア(芝川・熱海)からの報告を受け、また法人内でコンプライアンス上の問題が発生した場合には、法人幹部会議内でコンプライアンス検討会議を開催し、その問題の解決、処理等の対応にあたる。

なお、コンプライアンス検討会議で討議される具体的な事案は、以下のとおりとする。

(1) コンプライアンスに関する重要事項の審議・承認及び理事会への報告

(2) 重大なコンプライアンス違反(不祥事を含む)が発生した場合、事業所及び関連部署への調査指示、調査報告の受理、再発防止策の審議・決定および理事長ならびに理事会等への報告

(3) その他各号に準ずる理由があったとき

4 法令遵守責任者は、各エリア(芝川・熱海)の施設および事業所毎に、コンプライアンスが日常的に実践されるよう、法令遵守管理者を置く。また、エリア毎に法令遵守管理者によるコンプライアンス委員会の開催を指示する。

5 法令遵守責任者は、法令遵守体制、法令遵守に係る確認・対応についてその実施状況及び実効性等についての妥当性の確認を行い、その結果必要な事項については、法令遵守管理者に対し是正処置又は改善措置を求めるものとする。

(法令遵守管理者の役割、体制)

第4条 法令遵守管理者は、各施設および事業所の法令遵守体制の確保のために、日常的に事業所の法令遵守体制の監督や各職員に対するコンプライアンスの指導を実施し、事業所における法令遵守の運営上の責任者としての役割を担う。

2 法令遵守管理者は、各施設および事業所の長または管理者とし、その他法令遵守責任者が任命した者とする。

3 法令遵守管理者は、運営会議等にてコンプライアンス委員会を開催し、適宜議事内容を法令遵守責任者およびコンプライアンス推進室に報告する。

4 法令遵守管理者は、事業所内でコンプライアンス上問題が発生した場合には、法令遵守責任者に速やかに報告し、コンプライアンス検討会議の決定事項を受けて、その問題の解決、処理等の対応にあたる。

(コンプライアンス推進室の役割、体制)

第5条 コンプライアンス推進室は、法令遵守管理者および各エリアのコンプライアンス委員会が

らの報告・相談を受けて、適宜コンプライアンス検討会議を開催し、その問題の解決、処理等の対応にあたる。

- 2 コンプライアンス推進室は、法令遵守責任者を長として、法人幹部会議の出席者によって構成される。

(コンプライアンス推進室への報告)

第6条 法令遵守管理者は、前条各項において法令違反、不適合事項、過誤等を確認した場合、速やかにその是正処置を講じるとともに法令遵守責任者およびコンプライアンス推進室へ報告しなければならない。

(各種法令遵守に係る確認、対応)

第7条 各施設および事業所における介護サービスごとの人員・運営基準等の適合状況については、施設長若しくは所長が日常的に確認する。

- 2 各施設および事業所における各介護サービスの介護請求に当たり、介護サービス記録と請求との誤り等の有無については、管理部門長と担当者が共に確認し、事業所(または施設)の長がそれを最終確認する。
- 3 各施設および事業所における各介護サービス部門の高齢者処遇、介護技能の評価及び問題点等は、各エリアのこやまケア委員会による年1回の事業所間相互内部監査または品質マネジメントシステム(ISO9001)における年2回の事業所間相互内部監査によりチェックされる。
- 4 各施設および事業所における財務会計の適正処理、不正経理等のチェックは、公認会計士または税理士等による月次訪問及び決算前の財務監査によって行われる。
- 5 各施設および事業所の労務管理における労働基準法等の労働諸法令の遵守運用状況のチェックは、コンプライアンス推進室による年1回の労務監査により行われる。

(相談、紹介)

第8条 職員は、業務の遂行において、違反行為であるかどうかの判断に迷うときは、独断専行するのではなく、あらかじめ法令遵守管理者に相談しなければならない。

- 2 相談内容が法令遵守責任者、法令遵守管理者の手に余るほどの難しいケース場合には、顧問弁護士・公認会計士・税理士・建築士等専門家に必ず専門的な知見を求め、問題処理をする必要がある。

(懲罰)

第9条 本規程に定める法令遵守の違反行為を行った者、調査の際に虚偽の報告を行った者、違反行為の隠ぺいを行った者並びに前条における相談、紹介の手順を怠った者については懲罰の対象となることがある。

(意識啓発、研修)

第10条 法令遵守管理者は法人においてコンプライアンスの実践が確実に行われるよう、機会あるごとに方針の徹底及び職員への意識啓発を行わなければならない。

- 2 法令遵守管理者はコンプライアンスの必要性・重要性について、必要に応じて役職員の理解・意識啓発を図るために教育研修を企画、実施しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成21年10月28日より施行する。

社会福祉法人 湖成会

身体拘束ゼロ宣言に係る規程

(総則)

- 第1条 社会福祉法人湖成会（以下「法人」という。）では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。
- 2 施設では身体拘束に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。
- 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、全職員が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
 - 利用者的人格を尊重し、全職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。
 - 事故が起きない環境を整備し、臨機で柔軟な体制を確保する。
 - 常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず身体拘束を行なう場合は、極めて限定的に行う。

(目的)

- 第2条 利用者の自立を支援することを目的として、人権擁護の観点から日常生活の質を保障するため「介護の本質」とは何かを全職員で討議し、身体拘束ゼロの介護実践に向けて活動する。

(抑制・拘束検討委員会の設置)

- 第3条 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、抑制・拘束検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、毎月1回（必要に応じてその都度開催）運営会議にて開催し、利用者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について協議し検討を重ね熟慮し決定する
- 3 委員会委員の構成
- 委員会委員は、次に掲げる者で構成する。
- (1) 施設長
 - (2) 副施設長
 - (3) 生活相談員
 - (4) 看護責任者
 - (5) 介護責任者
 - (6) 各部門責任者
 - (7) その他施設長が必要と認める者
- 以上をもって組織し、委員長は施設長がこれにあたる。
- 4 委員会は、職員に対し身体拘束ゼロに関する研修指導を適宜行なう。

(抑制・拘束検討委員会での協議)

- 第4条 第1条の2項の の規定により利用者の身体拘束を行なう必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき検討を行なう。

利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束その他行動制限について)

第5条 利用者が前条における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員長は、職員に対して次の内容を指示する。

利用者又は家族へ連絡を行い、身体拘束に関する説明書に基づいて利用者又は家族へ対し詳細な説明を行なう。

利用者又は家族の同意を得た上で利用者に対して身体拘束その他行動制限が行なわれる場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況を記録する。

身体拘束その他行動制限が行なわれている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録に基づき継続的な会議を開催する。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人湖成会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口(電話0544-67-0655)までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、当法人施設内に掲示するとともに、要望に応じて紙面に公表いたします。

平成17年9月1日

社会福祉法人 湖成会
理事長 湖山泰成